

福岡県公報

平成十八年一月二十三日
第二千四百八十六号
増刊 ①

目次

教育委員会

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課) …………… 一

教育委員会

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年一月二十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

第十五学区		直 鞍	
方 手		市 郡	
直	鞍	方	手
市	郡	市	郡
中間市、水巻町、北九州市のうち木屋瀬中、香月中及び千代中	金田町、方城町、赤池町、頼田町、木屋瀬中		

を

改める。

別表第二の注2及び別表第四の注中「鞍手郡」の下に「宮若市」を加える。

第二条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一中

第十五学区		直 鞍	
方 手		市 郡	
直	鞍	方	手
市	郡	市	郡
中間市、水巻町、北九州市のうち木屋瀬中、香月中及び千代中	金田町、方城町、赤池町、頼田町、木屋瀬中		

に

改める。

別表第二の注2及び別表第四の注中「鞍手郡」の下に「宮若市」を加える。

第二条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一中

第十五学区		直 鞍	
方 手		市 郡	
直	鞍	方	手
市	郡	市	郡
中間市、水巻町、北九州市のうち木屋瀬中、香月中及び千代中	福智町、頼田町、木屋瀬中		

に

改める。

第三条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一中

第八学区		う き は	
朝 倉		浮羽 究真館	
朝 倉	朝 倉	朝 倉	朝 倉
市	郡	市	郡
久留米市のうち田主丸中	甘木市	屏水中、立石中、大刀洗町、北野中	屏水中

を

第八学区			
うき	朝倉	朝倉	久留米市のうち
市	市	市	田主丸中
浮羽	朝倉	朝倉	
究真館	東	倉	
屏水中	野中	野中	
屏水中	野中	野中	
屏水中	野中	野中	
屏水中	野中	野中	
屏水中	野中	野中	

第九学区			
小	三	久留米市のうち	城南中、江南中、
郡	井	原中、牟田山中、	諏訪中、良山中、
市	市	中、宮ノ陣中、	荒木中、筑邦西中、
郡	郡	屏水中、高牟礼	中、北野中
久留米	明善	三井	小郡
米	善	井	郡
三藩中	田主丸中、城島中	筑前町、甘木市	筑紫野市

第九学区			
小	三	久留米市のうち	城南中、江南中、
郡	井	原中、牟田山中、	諏訪中、良山中、
市	市	中、宮ノ陣中、	荒木中、筑邦西中、
郡	郡	屏水中、高牟礼	中、北野中
久留米	明善	三井	小郡
米	善	井	郡
三藩中	田主丸中、城島中	筑前町、朝倉市のうち十文字中、南陵中、秋月中、甘木市	筑紫野市

改める。

別表第二の注2及び別表第四の注中「甘木市」を「朝倉市」に改める。

第四条 福岡県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一中

に

を

に、

第十五学区	
宮	直
市	市
若	方
手	方
市	市
直	鞍
方	手
中間市、水巻町、北九州市のうち木屋瀬中、香月中及び千代中	福智町、頼田町、木屋瀬中

第十五学区	
宮	直
市	市
若	方
手	方
市	市
直	鞍
方	手
中間市、水巻町、北九州市のうち木屋瀬中、香月中及び千代中	福智町、頼田中、木屋瀬中

改める。

第五条 福岡県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一中

第十四学区	
嘉	飯
穂	塚
郡	市
嘉	穂
穂	穂
穂	穂
穂	穂
穂	穂

第十四学区	
嘉	飯
穂	塚
郡	市
嘉	穂
穂	穂
穂	穂
穂	穂
穂	穂

改める。

別表第二の注2及び別表第四の注中「山田市」を「嘉麻市」に改める。

附則

この規則中、第一条の規定は平成十八年二月十一日から、第二条の規定は平成十八年三月六日から、第三条の規定は平成十八年三月二十日から、第四条の規定は平成十八年三月二十六日から、第五条の規定は平成十八年三月二十七日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区区域に関する規則の規定は、平成十八年度以降に入学する者から適用する。

に

を

に

を